

令和2年2月26日

保護者各位

社会福祉法人申孝福祉会  
あいの保育園  
申孝保育園



### 新型コロナウイルス感染症への対応についてのお願い



新型コロナウイルス感染症について、不安を感じておられる方も多いことと思います。おひとりおひとりの手洗いうがい、咳エチケットなどの実施がとても重要です。特に、風邪のような症状のある場合は、園や仕事等を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。正しい知識に基づいて冷静に行動するよう国からの通知、事務連絡も発信されています。

本日、引き続きの感染防止通知に、職員の検温も行うこと、園児の検温も毎朝登園前に行うこととするよう感染防止のための連絡がありました。

**別紙** 保育所等における感染拡大防止のための留意点

(次頁掲載の厚労省事務連絡より抜粋)

(子どもについて)

○保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

そこで保護者の皆様にご協力をお願いします。

**登園を予定している日の朝、検温の上、連絡ノートに記載してください。**

なお、37.5度以上の発熱や呼吸器症状が認められる場合には、担当保育士より早急のご連絡をさせて頂くことと致します。

ご家族皆様、また職場におかれましても健康状態にご留意くださいませ。

なお、ご不明な点等は、各省庁、都道府県、市町村などのホームページに掲載されている問合せ先にお問い合わせください。主なお問い合わせ先は、以下のとおりです。

#### 【新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口】

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

#### 【帰国者・接触者相談センター 青森市保健所】

TEL : 017-765-5280

FAX : 017-765-5202 (電話でのご相談が難しい方)

参考までに、以下、令和2年2月25日付け厚労省からの事務連絡を掲載いたしました。

## 別紙

### 保育所等における感染拡大防止のための留意点

#### (職員等について)

○保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

○該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

#### (子どもについて)

○保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。